

公文書管理フォーラム

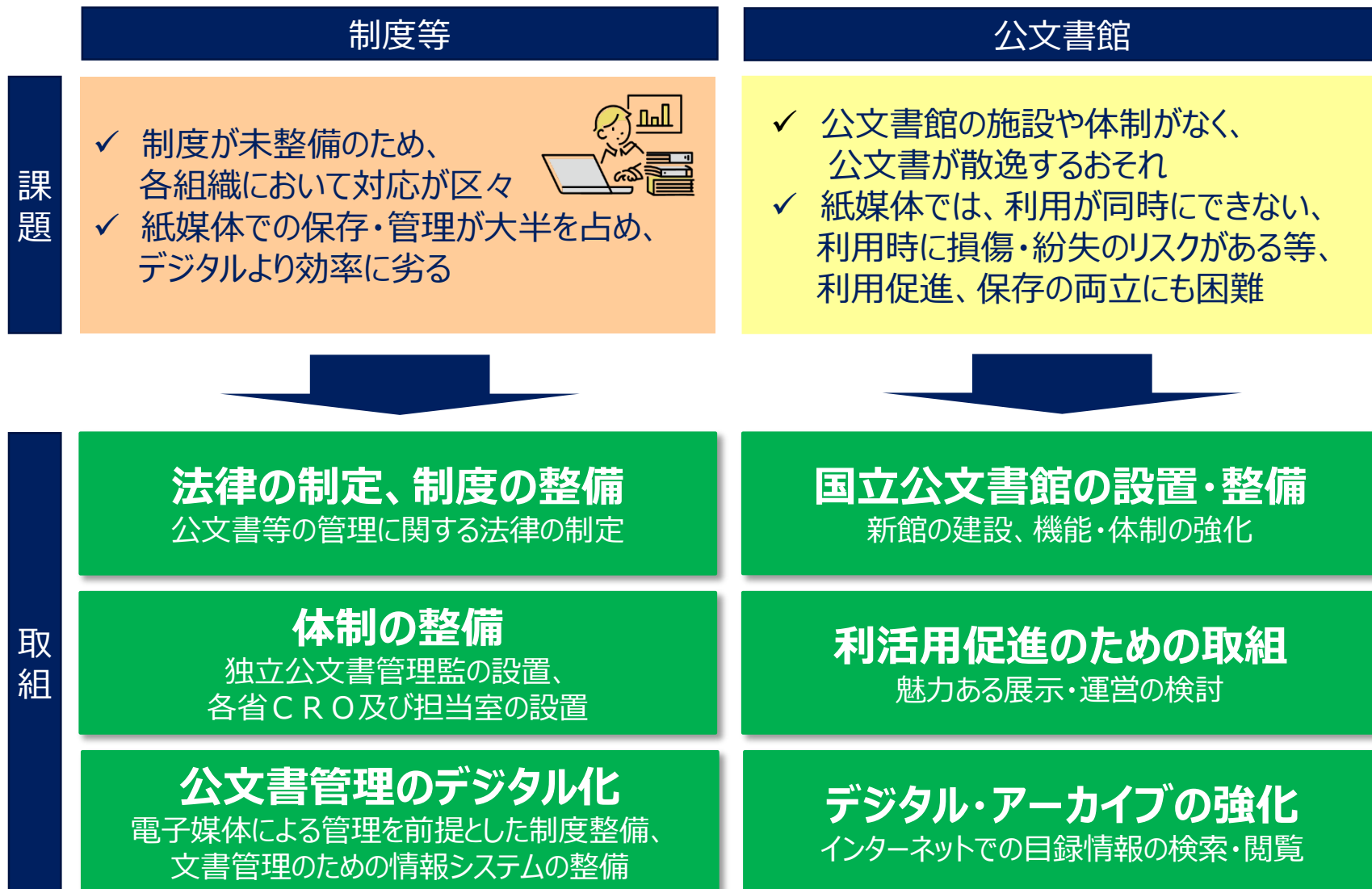
歴史公文書等の保存・管理の推進のための 地方公共団体に対する国の支援施策について

内閣府大臣官房公文書管理課

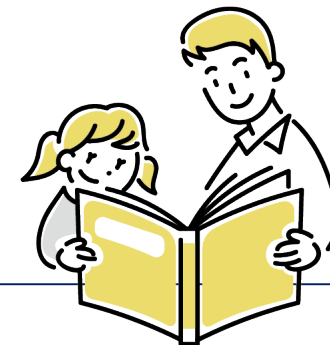
令和4年9月29日（木）



国では、公文書管理制度・公文書館の整備等を進めています。 地方公共団体でも、同様の課題をお持ちではありませんか。



地方公共団体にも、責務があります。



公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

公文書館法 (昭和62年法律第115号)

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

- 公文書管理法における責務規定は、法律全体の規定内容及び考え方にのっとり、地方公共団体が必要な措置を講ずるよう期待するものであり、それぞれの地方公共団体が、憲法で保障された条例制定権に基づいて、文書管理に関する条例を自律的に制定することを含め、必要な取組を行うことが適当であることから、努力義務とされたものです。

地方においても、 公文書管理制度・公文書館の整備を進めましょう！

国からの支援施策は、以下のとおりです。



1. 地方の取組状況の見える化・好事例の共有

- (1) すべての地方自治体の取組状況の見える化（本年度初実施）
- (2) 公文書管理フォーラムにおける好事例の共有（本日）

2. 財政面での後押し

- (1) デジタル田園都市国家構想推進交付金
- (2) 地方創生拠点整備交付金

3. 国立公文書館による専門的支援

- (1) アーキビストの認証及び専門人材育成（アーカイブズ研修等）
- (2) 公文書館の整備・運営等に関する専門的助言の提供



1. 地方の取組状況の見える化・好事例の共有

地方公共団体における公文書管理の取組調査 (地方見える化)

(1) 趣旨

地方公共団体における公文書の適切な管理に関する一層の取組を促すため、歴史公文書等の保存等に関する取組状況の「見える化」を図ることを目的として、調査を行い、各団体の回答を内閣府ホームページに掲載。

(2) 調査の方法

- ①調査対象：全ての都道府県、市区町村（都道府県経由）
- ②調査時点：令和4年4月1日時点
- ③調査項目：1) 公文書管理のための条例等
2) 歴史公文書の保存に関する取扱い
3) 歴史公文書を保管する施設



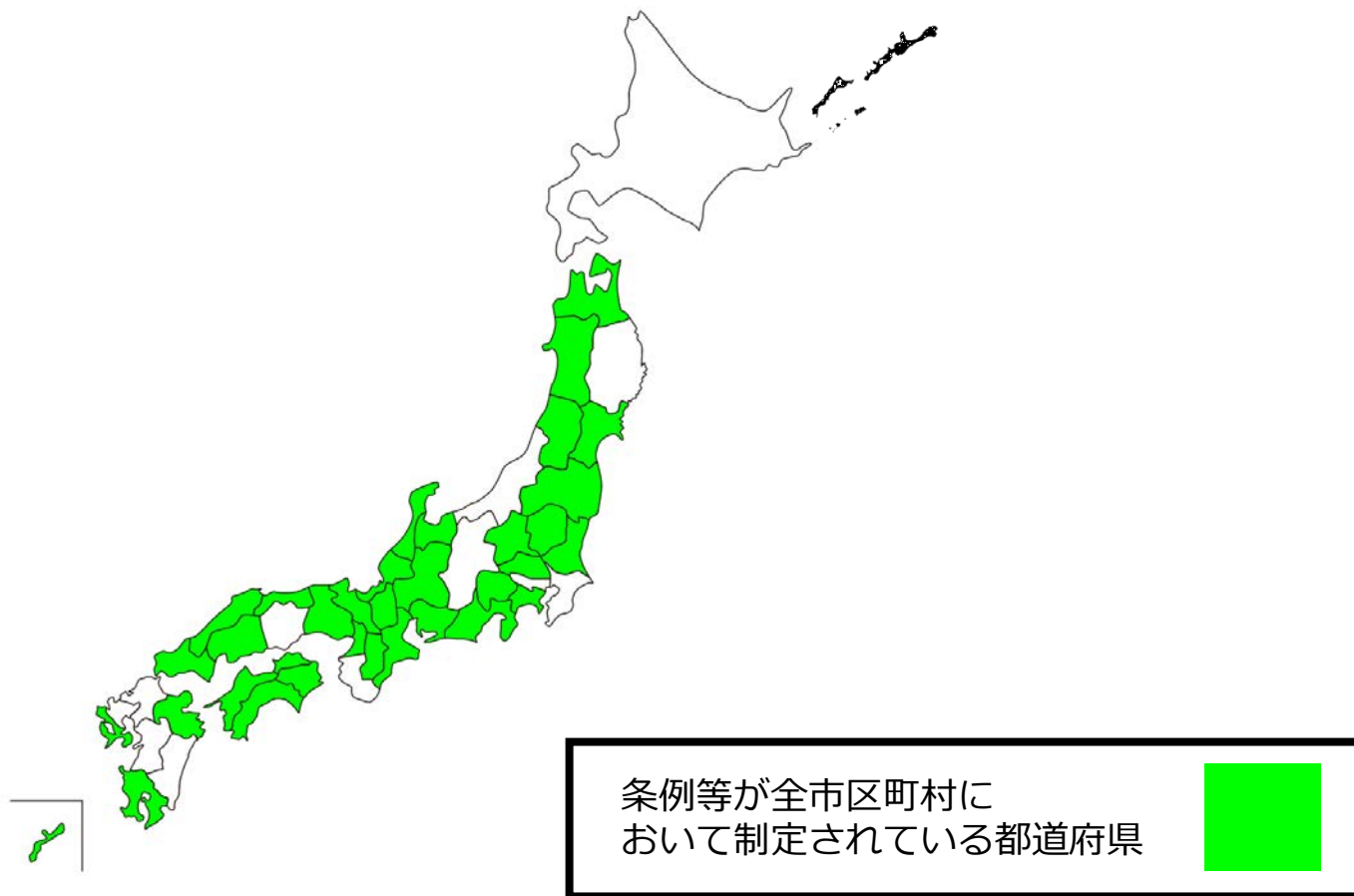
(3) 結果公表のイメージ

	公文書管理のための条例等				歴史公文書の保存に関する取扱い (ルールがある場合はルールベース、ルールが無い場合は実態ベース)			歴史公文書を保管する施設			担当	
	制定の有無	名称	施行日	公表ページのURL	ルールの有無	保存期間	取扱い	名称	住所	当該施設のURL	条例等の担当部署	施設の担当部署
1 東京都	有り	東京都公文書等の管理に関する条例	平成29年7月1日	https://www.metro.tokyo.lg.jp/soshiki/kyougi/kyougi.html	有り	永久	公文書館において永久保存	東京都公文書館	田分寺市条例2-2-21	https://www.metro.tokyo.lg.jp/soshiki/kyougi/kyougi.html	総務局総務部文書課	総務局公文書館
2 千代田区	有り	千代田区文書管理規程	平成20年4月1日	https://www.city.chiyoda.lg.jp/kyougi/kyougi.html	無し		歴史公文書の選別を行っていない				政策総務部総務課	
3 中央区	有り	中央区文書管理規程	昭和40年4月1日	https://www.city.chuo-ku.tokyo.lg.jp/kyougi/kyougi.html	無し		歴史公文書の選別を行っていない				総務部総務課情報公開係	
4 港区	有り	港区文書管理規程	平成18年11月30日	https://www.city.minato.tokyo.lg.jp/kyougi/kyougi.html	有り	永久	庁舎内及び外部書庫(民間委託)において永久保存				総務部総務課	

(4) 結果の概要

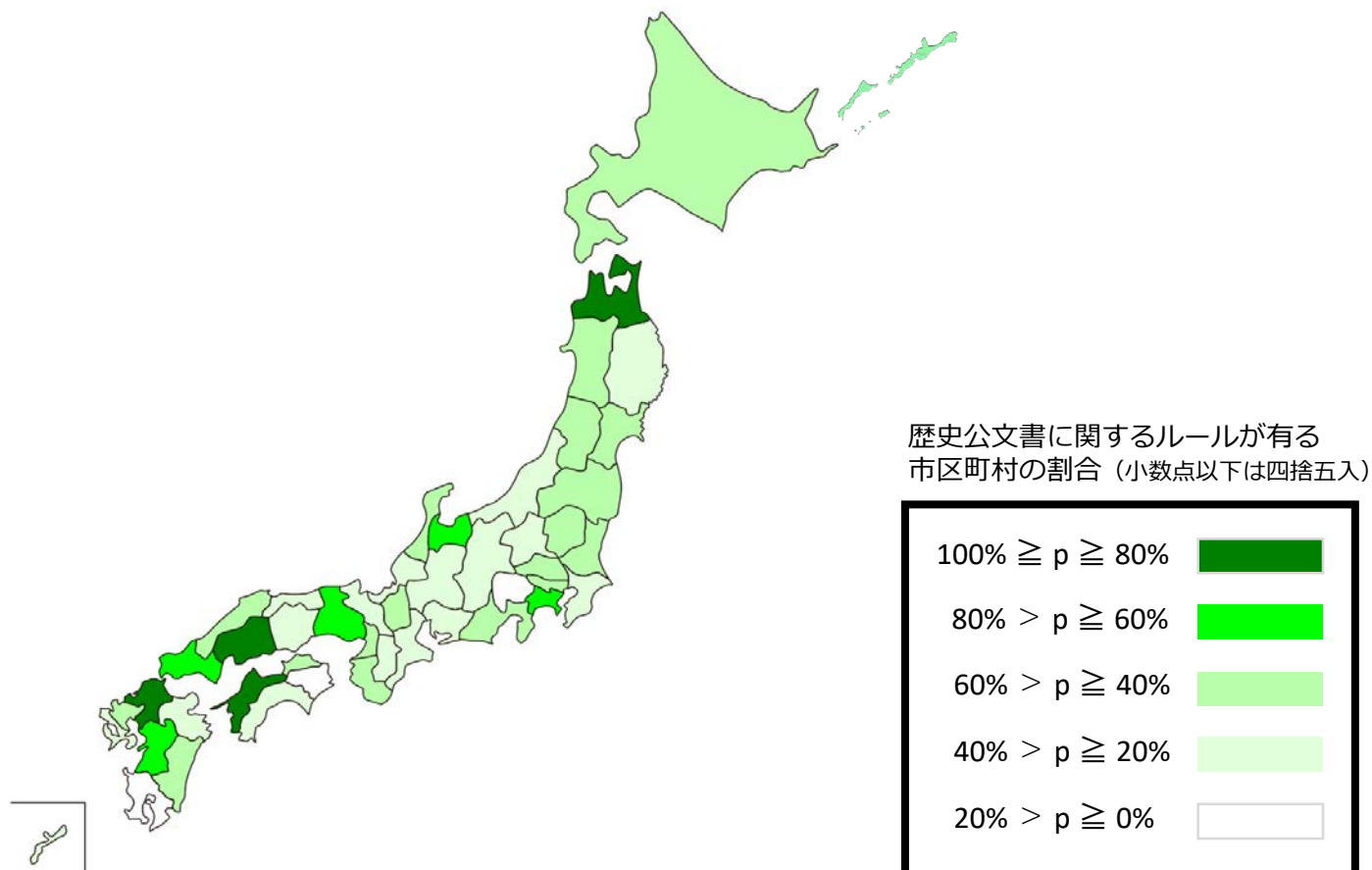
ア. 公文書管理のための条例等の制定状況

- 全都道府県で条例等を制定 (うち、条例は15団体)
- 条例等が制定されている市区町村は、1693団体 (97%)
(35都道府県で管内の全市区町村で条例等を制定)



イ. 歴史公文書に関するルールの制定状況

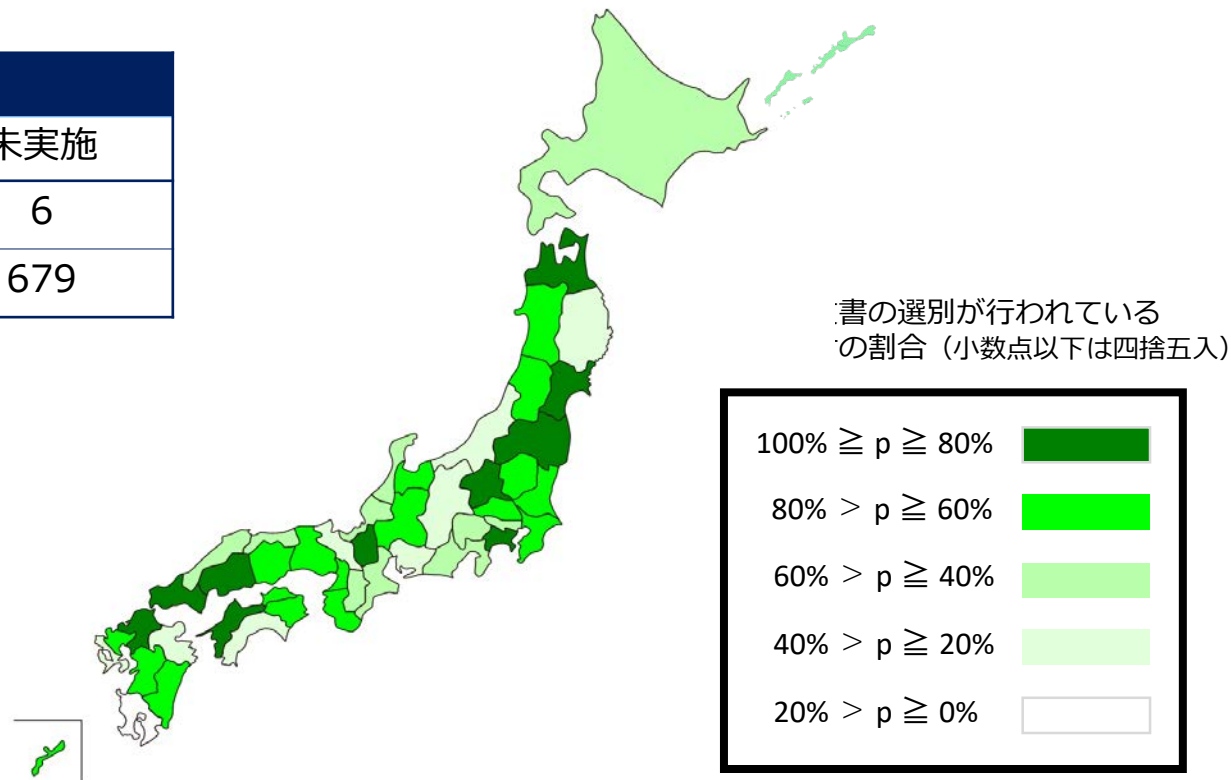
- 歴史公文書に関するルールが**有る**とする**都道府県は45団体**
(岩手県、鹿児島県以外。ただし、岩手県は本年7月19日に条例公布。施行は10月1日。)
- 歴史公文書に関するルールが**有る**とする**市区町村は814団体 (47%)**



ウ. 歴史公文書の選別状況

- 歴史公文書の選別が行われている都道府県は45団体
(岩手県、鹿児島県以外)
- 歴史公文書の選別が行われている市区町村は1,056団体 (61%)
(ルールが有るとする814団体のうち**808団体(99%)**で選別。
また、山口県、福岡県では、全市町村で選別が行われている。)

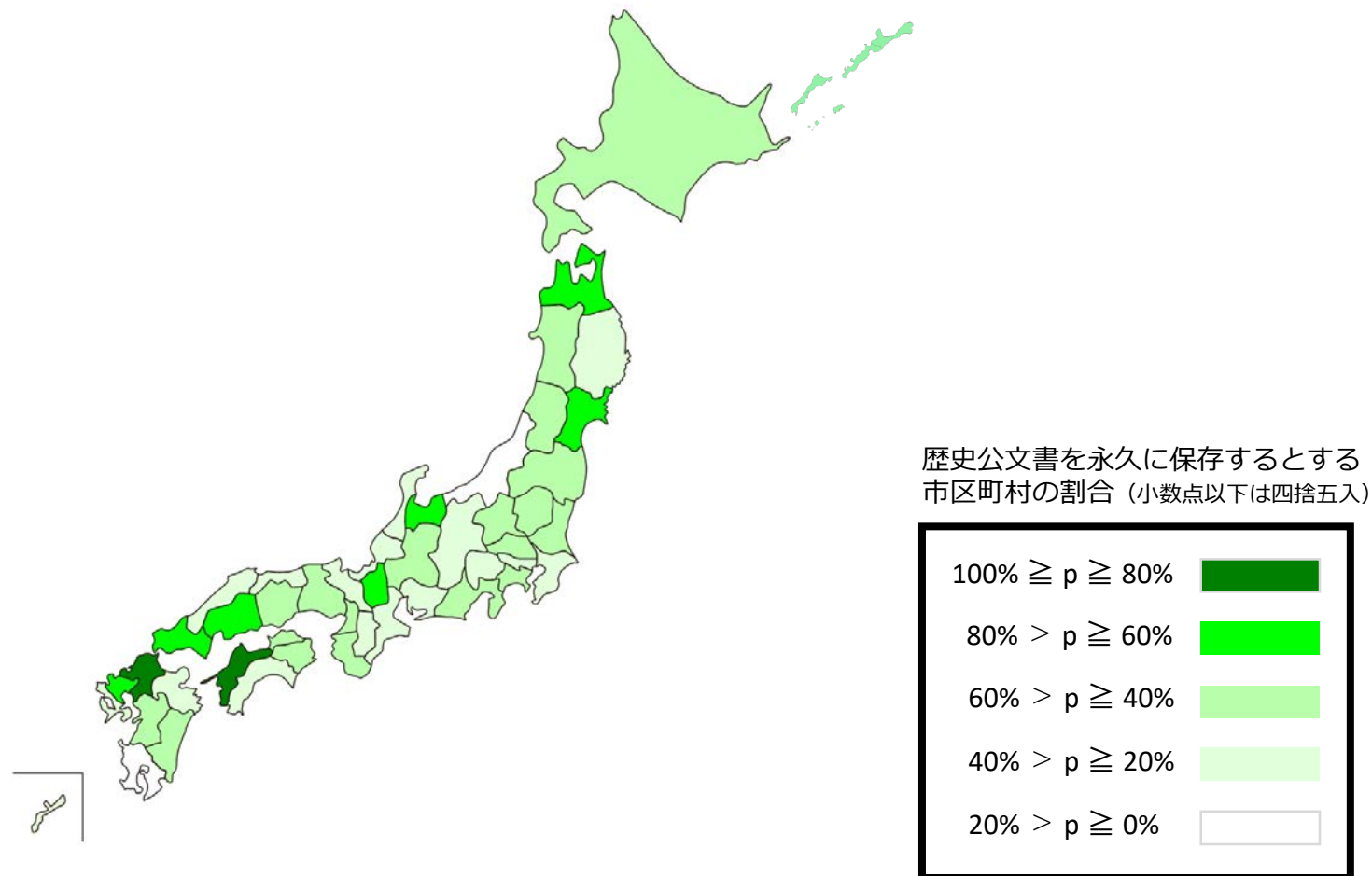
		選別	
		実施	未実施
ルール	有	808	6
	無	248	679



工. 歴史公文書の保存期間

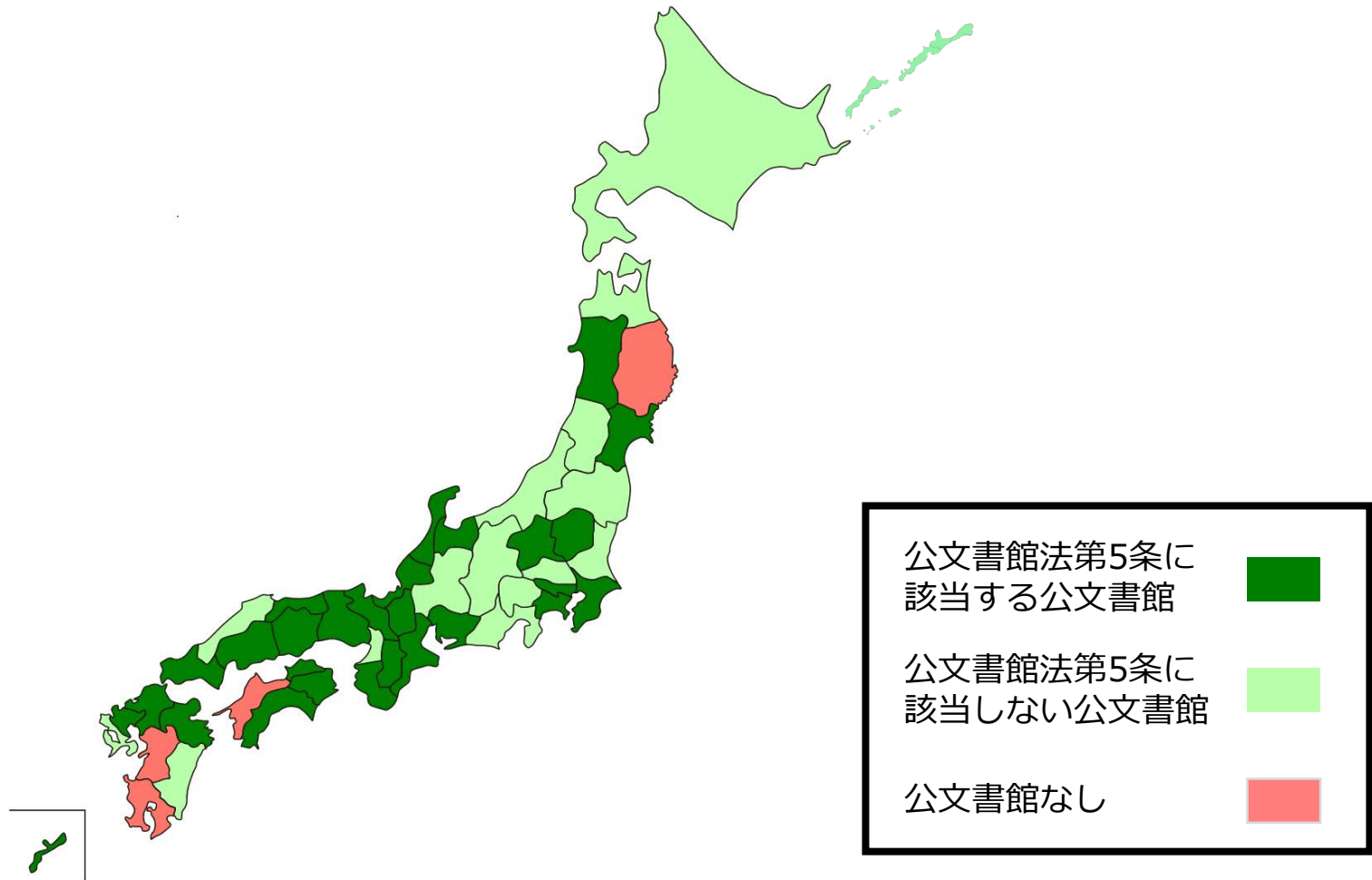
- 歴史公文書の保存期間について永久との回答があった都道府県は45団体
- 歴史公文書の保存期間について永久との回答があった市区町村は806団体
(46%)

※ルールが無い場合は、実態ベース。



オ. 公文書館の設置状況

- 公文書館が設置されている都道府県は43団体（91%）
- 公文書館法第5条に該当する公文書館（条例設置）であると回答した都道府県は28団体（65%）、市町村は32団体



(5) 様々な取組事例等



- 歴史公文書の定義は、自治体によって様々だが、以下のような例が挙げられる。
 - 歴史的・文化的価値を有すると認める文書（東京都杉並区、兵庫県姫路市等）
※東京都杉並区では、「歴史・文化的と判断されるもの（その時代の世相、世論等が象徴的又は特徴的に表れているもののほか、事件、事故、災害の記録）等については、長期に保存する。」としている。
 - 市史や町史の資料となる重要な文書（青森県中泊町、石川県能美市等）
 - 条例等の例規や議会会議録等（秋田県鹿角市、兵庫県加西市等）
 - 東日本大震災関連文書又は東日本大震災関連を含む文書（福島県富岡町）
- 福岡県では、県と市町村（北九州市・福岡市以外）が公文書館を共同運営し、管区の全市町村で歴史公文書を永久保存するようにしている。
- 沖縄県では、沖縄県公文書館による市町村等公文書管理支援活動を実施している。
- 静岡県沼津市では、学識経験者による指針、判断等に基づき、市史編さん等に必要がある文書を歴史公文書として選別を行っている。



2. 財政面での後押し

- (1) デジタル田園都市国家構想推進交付金
- (2) 地方創生拠点整備交付金

公文書館の整備には、様々な方法があります。

公文書館は、単独で設置する以外にも、庁舎や他施設と併設する、図書館や博物館と一体で設置するなど、様々な整備方法があります。

類型	件数	都道府県名
設置済	43	
単独型	11	群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 岐阜、岡山、徳島、福岡、宮崎、沖縄
複合型（非単独型）	32	
県庁	8	青森、栃木、静岡、愛知、滋賀、 大阪、島根、佐賀
図書館	17	北海道、宮城、秋田、山形、新潟、 山梨、富山、石川、福井、京都、奈良、 和歌山、鳥取、山口、香川、大分、長崎
博物館	4	福島、茨城、長野、三重
その他施設	3	兵庫（県公館（迎賓館））※旧庁舎活用 広島（情報プラザ） 高知（こども図書館、NPO活動拠点等）
未設置	4	岩手、愛媛、熊本、鹿児島

2. 財政面での後押し

(1) デジタル田園都市国家構想推進交付金

デジタル・アーカイブの整備は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付対象となり得ます。（令和4年度、採択実績あり。）

案件イメージ ○**デジタルアーカイブの整備**

- ・システムの整備
- ・文書や文化資料のデジタル化

採択期間 ○**単年度事業**を想定

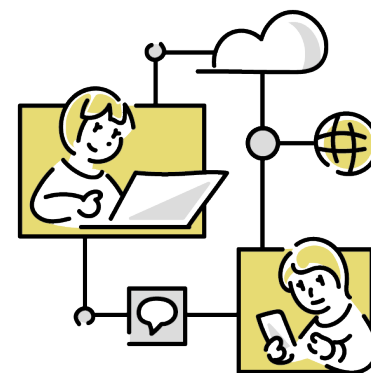
採択額規模 ○**規模に応じて数十万円～数千万円程度**を想定

採択事例 ○**兵庫県尼崎市** 歴史的公文書等管理・公開事業

（採択額：159万円）

スケジュール（例年ベース）

- 募集締切は2月
- 交付決定は3月



(2) 地方創生拠点整備交付金

地方創生に資する複合的施設に歴史公文書等の保存・管理の機能を付加し、交流人口の拡大や地域振興に効果的に結びつく取組を行う事業等は、地方創生拠点整備交付金の対象となり得ます。

案件イメージ

- 既存の施設等を利活用し、住民交流・飲食等のまちづくり拠点に歴史的公文書等の展示・保存・管理機能を付加 等

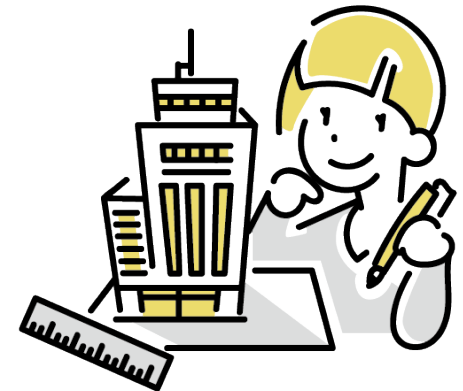
※自立性（収益化）確保の観点等から、企画に知恵を絞ることが重要。

事業期間

- 単年度事業を想定

申請スケジュール（例年ベース）

- 募集締切は、1月と6月の年2回
- 交付決定は、それぞれ3月・9月
※9月の場合は、半年間の事業



地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

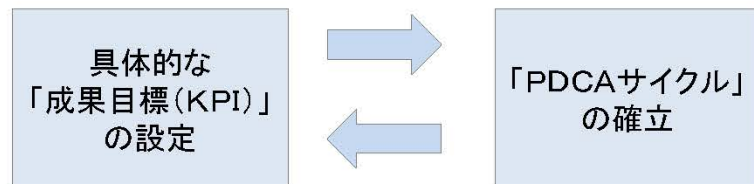
令和3年度補正予算 460.0億円

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化を始め、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

【手続き】地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定



事業イメージ

【対象事業】

○具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルの具備を前提に、「地方版総合戦略」に位置付けられた（又は予定された）事業であって、十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるもの

【交付上限額の目安】（1団体当たり）

	都道府県	中枢中核都市	市町村
目安（国費分）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションを起こし、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方へのひとの流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

【デジタルシフトへの対応】

- デジタル技術の活用を促進する施設の整備等について、審査において一定の加点を付与
- 効果促進事業の割合の上限につき、デジタル技術の活用に必要な経費を含む場合に一定の引上げ

資金の流れ



期待される効果

- 地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等により、所得・消費の拡大や「まち」の活性化、地方の定住・関係人口の拡大に寄与し、地方創生の充実・強化につなげる



3. 国立公文書館による専門的支援

3. 国立公文書館による専門的支援

(1) アーキビストの認証及び専門人材育成 (アーカイブズ研修等)

- 国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、**令和2年度からアーキビストの認証を開始**しています。
(実績：令和2年度190名、令和3年度57名、合計247名を認証)
- 国・独立行政法人等、地方公共団体における公文書館等の職員を対象に、歴史公文書等の保存及び利用に係る知識・技能を習得させるため、**「アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を実施**しています。(実績：過去3年で542名受講)
- 地方公共団体等主催の**公文書管理セミナー等へ当館職員を派遣**しています。
(実績：過去3年で13件)

(2) 公文書館の整備・運営等に関する専門的助言の提供

- **公文書館の整備・運営、公文書管理条例制定検討の動きに対して、当館職員を派遣し、専門的立場から助言**しています。(実績：過去3年で64件)
- **被災公文書の救援、デジタルアーカイブ化の推進、館デジタルアーカイブの横断検索連携の実現等に対し、技術上の指導又は助言**を実施しています。